

第2次山形県地域医療再生計画の概要

総事業費 9.3 億円（基金充当額 8 億円）

- ◎ 県では、平成 21 年度以降、3 つの地域医療再生計画に基づき、様々な地域医療の課題解決に向けた取組みを展開しているが、その後の状況変化等を踏まえ、第 6 次山形県保健医療計画において新たに位置づけた在宅医療・介護の連携体制の構築や、東日本大震災での対応を踏まえた災害時医療体制の充実、また、依然として深刻な医師不足への対応を強化する必要がある。
- ◎ このため、新たな計画において、1. 医師確保対策、2. 在宅医療の推進、3. 災害時の医療提供体制の確保を推進することにより、安心して健康長寿で暮らせる医療提供体制の充実・強化を目指す。（平成 25 年度末までに開始する事業について、基金を充当することが可能。（最長で平成 27 年度末まで））

1 医師確保対策

5.3 億円（4.1 億円）

(1) 医師修学資金等貸付事業 3.9 億円（2.7 億円）

卒業後一定期間、県内医療機関での勤務を義務づけることを条件に、医学生等に対し修学資金を貸付する。

(2) 地域医療人キャリアアップ推進講座支援事業 1.4 億円（1.4 億円）

県内の医師確保・定着を促進するための研究等を行うことを目的とし平成 22 年度に設置した「地域医療システム講座」を「地域医療人キャリアアップ推進講座」として発展させ、医師のキャリアアップに対する支援の充実・強化を図る。

なお、卒前臨床実習の一部を地域の中核病院等で実施する「広域連携医学教育プログラム」への支援及び高校生を対象とした「医療体験セミナー」を講座内の事業として追加し実施する。

2 在宅医療の推進

1.7 億円（1.7 億円）

(1) 地域在宅医療推進事業 0.7 億円（0.7 億円）

これまでの在宅医療推進モデル事業の成果を踏まえながら、それぞれの地域において実施する「第 6 次山形県保健医療計画」に掲げる在宅医療推進に向けた取組みを支援する。

また、市町村や地域包括支援センターにおける地域ケア会議の検討を踏まえつつ、医療と介護の協働による取組みを推進する。

<取組み例>

- ・シンポジウムの開催（意識づくり）
- ・顔の見える関係づくり（連携づくり）
- ・医療と介護の協働による認知症対策、看取り、排泄ケア
- ・医療及び介護従事者の研修 等

(2) ICT を活用した在宅医療連携推進事業 0.2 億円（0.2 億円）

ICT ネットワークを活用し、地域における医療情報の連携を推進することで、在宅医療体制の充実・強化を図る。

(3) 医療・介護連携安心サービス提供事業 0.1 億円（0.1 億円）

本県の事情（過疎・豪雪地）にあった 24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅医療と介護が連携した独自サービスを展開する。

(4) 急変時における医療救護体制整備事業 0.3 億円（0.3 億円）

医療機関受診に関する電話相談を行う「大人の救急電話相談事業」により急変時における医療相談体制を確保する。

(5) 在宅療養・緩和ケア等連携推進事業 0.1 億円（0.1 億円）

がん診療連携指定病院が実施する、在宅医療や緩和ケアに関する研修会や、在宅を含む地域連携クリティカルパスの運用等の連携事業を支援する。

(6) 介護等の予防に向けた脳卒中等発症登録評価研究事業 0.1 億円（0.1 億円）

脳卒中や心筋梗塞の後遺症により介護が必要となる人の減少を図るため、脳卒中及び心筋梗塞の発症登録、集計・分析、評価を行う。

(7) 地域在宅医療提供体制構築支援事業 0.2 億円（0.2 億円）

各地域単位で、在宅医療提供体制を充実するために必要な先進事例の調査や地域内の多職種による研修会等の取組みを支援する。

(8) 在宅歯科医療連携研修会開催事業

在宅歯科診療を推進するため、歯科、医科、介護等の連携が円滑に機能している先進事例の研修会を開催する。

3 災害時の医療提供体制の確保

2.3 億円（2.2 億円）

(1) 災害時医療調整機能整備事業 0.2 億円（0.2 億円）

災害時に情報収集・指揮調整機能の一元化を図り、迅速な医療体制を確保できるよう災害医療コーディネーターや関係機関で構成する連絡調整会議の開催及び訓練等を企画・実施する。

(2) 広域医療搬送体制整備事業 1.4 億円（1.4 億円）

災害拠点病院の DMA T 活動や広域搬送の拠点となる山形空港及び庄内空港に SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）を設置するために必要な医療資機材等を整備する。

また、災害時の通信手段を確保するため、災害拠点病院や大学病院等に衛星通信設備を整備する。

(3) DMA T 強化事業 0.5 億円（0.5 億円）

迅速な被災地への出動、災害現場での指揮機能の確保及び円滑な救護活動が行われるよう、基幹災害拠点病院等に DMA T 専用車両を配備する。

(4) 人工透析施設整備事業 0.2 億円（0.1 億円）

災害時でも人工透析が受けられるよう各医療機関の連携を強化し、医療体制を確保するため、各地域の拠点となる人工透析医療機関（救急告示病院等）において衛星電話を整備する。